

阿寒摩周国立公園エゾシカ対策実施計画 (素案)

令和● (●●) 年●月

阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会

— 目 次 —

第1章	計画の枠組み	
1-1	背景と目的	p.1
1-2	計画の位置付け	p.1
1-3	計画の期間	p.2
1-4	計画の対象地域	p.2
第2章	基本方針	
2-1	保全対象	p.3
2-2	対策目標	p.3
2-3	対策地区の区分	p.3
2-4	対策手法の検討	p.3
2-5	広域連携	p.3
2-6	順応的管理	p.3
第3章	地区ごとの目標と対策	
3-1	阿寒地区	p.4
3-2	摩周地区	p.5
3-3	隣接地区	p.6
3-4	各地区共通の対策	p.6
第4章	モニタリング及び評価の方法	
4-1	被害状況のモニタリング	p.7
4-2	エゾシカ生息状況のモニタリング	p.7
4-3	対策状況のモニタリング	p.7
4-4	モニタリング結果の共有及び評価	p.8
第5章	計画の実施体制等	
5-1	計画の実施体制	p.9
5-2	役割分担	p.9
5-3	計画の見直し等	p.10
第6章	5年間の行動計画	
巻末（対象地域と各地区見取り図）		
参考（森林植生に及ぼすエゾシカの影響把握に関する手引き（仮称））		

第1章 計画の枠組み

1-1 背景と目的

阿寒摩周国立公園は、火山と森と湖が織りなす原生的景観を有し、我が国を代表する傑出した自然の風景地として昭和9（1934）年に指定された、最も歴史ある国立公園の一つである。

しかしながら、1990年代に阿寒湖周辺でエゾシカによる広葉樹等の植生への被害状況が北海道並びに（一財）前田一步園財団の調査により示され、これにより阿寒地域がエゾシカの主要な越冬地であることも明らかになった。平成6（1994）年度から阿寒地域において、メスジカの狩猟解禁を行うなど、官民協働の下、道東地区におけるエゾシカによる被害軽減と計画的な管理に向けた取り組みが進められてきた。

道東地区から始まったエゾシカの保護と管理に関する考え方は、平成12（2000）年には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（現「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく特定鳥獣保護管理計画として、全道を対象とした「エゾシカ保護管理計画」（現「北海道エゾシカ管理計画」）に発展している。

平成25（2013）年には、自然公園法に基づき、農林水産省と環境省により「阿寒生態系維持回復事業計画」が策定（平成29年に更新）され、阿寒摩周国立公園でのエゾシカ生息状況やエゾシカによる生態系への影響等について調査が進められてきた。

本計画は、上位計画である阿寒生態系維持回復事業計画の目標達成及び対象地域におけるエゾシカによる自然環境等への被害の低減のため、エゾシカ対策の目標、効果的・効率的な対策手法及び関係機関・団体の役割分担や連携等について定めることを目的とする。

1-2 計画の位置付け

本計画は、自然公園法に基づき策定された「阿寒生態系維持回復事業計画」（平成29年3月、農林水産省・環境省）の内容に基づく実施計画として策定する（※）。また、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画「北海道エゾシカ管理計画」の地域計画としても位置付けられる。

このため、本計画は、阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会（以下「協議会」という。）の構成員が実施するエゾシカ対策について、共通の指針とするものである。

※生態系維持回復事業として認められた行為（工作物の設置や動植物の捕獲・採集など）は、自然公園法に基づく許可を要しないこととされている（自然公園法第20条第9項第2号及び同法第21条第8項第2号）。このため、本計画に基づく対策（国立公園内で行うものに限る）については、自然公園法の許可手続きが不要となる。

1－3 計画の期間

上位計画である阿寒生態系維持回復事業計画の点検・見直し時期（概ね5年ごと）と同時期に見直しを行うため、本計画（第1期計画）の期間は次のとおりとする。

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日まで

1－4 計画の対象地域

本計画は、阿寒摩周国立公園及びその隣接地域を対象地域とする。

隣接地域とは、エゾシカの行動圏又は季節移動範囲等に基づく範囲とする（図1）。

第2章 基本方針

2-1 保全対象

阿寒摩周国立公園の景観を特徴づける生態系であり、現にエゾシカによる被害が確認されているものとして、特に「火山活動に基づく森林・高山植生からなる生態系」を保全対象とする。なお、これらの生態系が分布する地域は、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域とほぼ一致する。

2-2 対策目標

「保全対象である生態系を構成する森林の更新及び高山植物の生育の維持」を対策目標とする。ただし、対象地域からのエゾシカ排除を目指すものではない。

当面は具体的数値目標の設定は困難だが、対策状況のモニタリングや評価による科学的知見に基づく数値目標の設定に努める。

2-3 対策地区の区分

本計画では、保全対象の状況、エゾシカの季節移動等を含む生息状況、植生への被害状況及び既存のエゾシカ対策状況等を考慮し、「阿寒地区」、「摩周地区」、「隣接地区」に区分する（図1）。

2-4 対策手法の検討

本計画では、対策目標を達成するため、対策地区ごと・対策主体ごとに各種エゾシカ対策（※）の適切な組み合わせ等を検討する。

※この計画において「エゾシカ対策」は、北海道エゾシカ対策推進条例2条の定義による。

なお、本計画に基づく対策は、対象地域における農林業等への被害の軽減にも資するものとなるよう留意する。また、国立公園利用者等の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物、その他風致景観への影響の最小化に留意する。

2-5 広域連携

国立公園区域外も含む広域でのエゾシカ対策を効果的・効率的に実施するため、協議会構成員は、適切な役割分担の下で相互に連携・協力する。

2-6 順応的管理

本計画に基づく対策状況のモニタリングを行い、対策目標の達成状況を定期的に評価する。また、その結果等を踏まえて計画の見直しを適切に行うことで、本計画に基づくエゾシカ対策を順応的に行う。

第3章 地区ごとの対策方針

3-1 阿寒地区

阿寒カルデラを中心とした地域であり、阿寒湖周辺ではトドマツやミズナラ等の針広混交林、雌阿寒岳・雄阿寒岳山麓ではアカエゾマツの純林が見られる。また、標高に応じた植生の垂直分布が見られ、高標高域では高山植物群落が生育している。

本地区の大部分は釧路市（阿寒町）域であるが、足寄町、津別町及び白糠町域も一部含まれる。国有林又は民有林における森林管理が多くの地域で行われている一方で、農業は営まれていない。また、4つの鳥獣保護区が北海道により指定されている。

代表的な保全対象	保全対象への被害状況
阿寒湖岸の森林、湖上に浮かぶ島々及びパンケトー・ペンケトーを含む雄阿寒岳一帯	1980年代より阿寒湖周辺の森林においてエゾシカによる被害が顕著。阿寒湖のチュウレイ湾周辺では、現在も針葉樹以外の低木がほとんどないこと等が確認されている。雄阿寒岳及びその周辺では、顕著な被害は確認されていない
雌阿寒岳の中腹以上及びオンネトー周辺	2019年の高山植生に関する調査結果より、過去8年間に明らかな植生変化は確認されていない

（対策の現状）

阿寒湖周辺では、平成6（1994）年にエゾシカの狩猟規制が緩和され、平成11（1999）年ごろから土地所有者等による捕獲事業が実施されている。また、エゾシカの生息密度や行動追跡、植生被害状況の調査など各種モニタリングが行われている。これら対策の結果、阿寒湖周辺の航空カウントによるエゾシカの生息密度は27.1頭/km²（1993年）から9.5頭/km²（2009年）に低下し、2012年には林床植生の回復傾向が確認されている。

雌阿寒岳及び雄阿寒岳の地域においては、保全対象への目立った被害は確認されておらず、現状では特段の対策は実施されていない。

（本計画期間における対策方針）

阿寒地区では、森林の天然更新及び特徴的な高山植物が生育できる状態の維持・回復を目標として、主に阿寒湖周辺でこれまで行われてきた各種対策を継続する。

阿寒湖周辺では、現状の捕獲対策及びモニタリングに加え、必要に応じて防鹿柵の設置等を検討・実施する。また、針広混交林の天然更新を実現するための具体的な目標設定や、その目標の達成に向けた効果的な手法の検討、試行及び課題整理を行う。

雌阿寒岳及び雄阿寒岳の地域においては、定期的に保全対象をモニタリングすることにより、エゾシカによる被害状況又はその予兆の早期把握に努める。

3-2 摩周地区

摩周カルデラ及び屈斜路カルデラを中心とする地域であり、西別岳周辺のダケカンバの純林、硫黄山山麓のハイマツ・イソツツジ群落、屈斜路外輪山の高山性風衝植生などを有する。また、ポンポン山や和琴半島等では噴気孔植生などが見られ、地熱による特異な生態系が構成されている。

本地区の大部分は弟子屈町域であるが、隣接する津別町、美幌町、大空町、小清水町、清里町、中標津町及び標茶町が一部含まれる。多くは森林域だが、阿寒地区に比べて農地が多い。また、4つの鳥獣保護区が北海道により指定されている。

代表的な保全対象	保全対象への被害状況
・ 屈斜路湖及び湖の北西側外輪山	屈斜路湖中島での植生被害の増加傾向が確認されている。 和琴半島で噴気孔植生への被害が確認され始めており、半島に通年生息するコオロギ類への影響も懸念される。
・ 硫黄山（アトサヌプリ）山麓及びその周辺	ポンポン山での植生被害の増加傾向が確認されている。
・ 摩周カルデラの外輪山及び西別岳	樹木の減少や不嗜好性植物の増加が確認されているが、エゾシカによる影響かは明らかになっていない。

（対策の現状）

狩猟規制の緩和に加え、関係自治体による農業被害対策としての捕獲が主要なエゾシカ対策となっている。

摩周地区ではエゾシカの行動追跡、植生被害状況の調査など一部モニタリングも行われているが、エゾシカによる保全対象への被害状況等の把握が十分とは言えず、上記の捕獲対策等が保全対象への被害軽減に繋がっているかは不明。

（本計画期間における対策方針）

本地区では、エゾシカの生息状況や保全対象へのエゾシカによる被害に関する情報が不足していることから、まずはこれらの情報把握に努める。

屈斜路湖中島、ポンポン山及び和琴半島への被害対策については、捕獲や防鹿柵設置による被害防除など、具体的な対策の実施に向けた目標設定や手法の検討を進める。

3－3 隣接地区

（被害状況及び対策の現状）

北海道東部地域におけるエゾシカの推定生息数は、平成 23（2011）年度をピークにゆるやかな減少傾向にある（令和元年 10 月時点の推定値。北海道発表）

農林業被害金額についても捕獲や侵入防止柵の整備等により減少しており、オホーツク、根室管内では平成 11 年度比で半減以上となっている一方、被害額が 1 億円を超える自治体も複数存在する。

（本計画期間における対策方針）

各市町村が策定した鳥獣被害防止計画等、本地区における既存のエゾシカ対策に係る計画に基づき、エゾシカによる被害軽減にむけた捕獲等の対策を継続して実施する。この際、エゾシカの行動圏や季節移動を考慮し、阿寒摩周国立公園内における対策との連携について特に留意する。また、これらの対策検討の基盤となる、国立公園内外を含めた広域における関連情報を収集・整理するための各種モニタリングを行う。

林野庁（国有林）、北海道（道指定鳥獣保護区他）などの関係機関が管理している区域においては、エゾシカに関する情報共有と連携を図ることでより効果的・効率的な対策の検討推進を図る。

3－4 各地区共通の対策

本計画に基づく各種エゾシカ対策の効果的な実施に必要な場合には、狩猟規制の見直し等による捕獲圧の調整、捕獲個体の適正処理・有効活用及び各種エゾシカ対策の担い手の確保等、本計画の対象地域全体における課題について、適切に検討を行う。

また、本計画の実施に資する研究及び地域住民・公園利用者等への普及啓発を促進する。

第4章 モニタリング及び評価

4-1 被害状況のモニタリング

(1) 保全対象への被害状況

保全対象である生態系への被害状況を把握するため、主に植生（草本類及び木本類）を対象としたモニタリング調査を実施する。調査手法等は、「森林植生に及ぼすエゾシカの影響把握に関する手引き（仮称）」（北海道総合研究機構、2021 年予定）を踏まえて検討する。

顕著な植生被害又はその予兆が認められた場合には、当該保全対象（生態系）の構成要素である昆虫類などへの影響把握調査の実施についても検討を行う。この際、調査手法や評価方法も含め、有識者から適宜助言を受ける。

(2) 農林業等への被害状況

市町村が行う農林業への被害状況調査や、北海道森林管理局及び北海道が行う森林生態系への影響調査等によって概況を把握する。その上で、本計画の対象地域における各種エゾシカ対策に必要な場合には、更に個別の詳細調査の実施を検討する。

4-2 エゾシカ生息状況のモニタリング

(1) 個体数動向（増減傾向）の把握

これまで実施されているライトセンサスにより引き続き把握する。なお、本ライトセンサスは、毎年秋期の日没後、市町村ごとに設定した既定の調査コース（農地、森林の2種。各 10km 程度）において実施されているものであり、本調査結果を基に推定個体数及びその増減傾向が把握されている。

(2) 行動圏及び季節移動状況の把握

GPS 発信器付き首輪を捕獲個体に装着して放獣し、季節移動の経路や行動範囲を把握する。これまでに阿寒湖及び屈斜路湖周辺において計 12 頭の追跡実績がある（このうち 4 頭は現在も追跡を継続中）。今後は摩周湖周辺の被害状況などを踏まえて追加実施の検討を行う。

(3) その他

各種対策の検討又は効果の検証のため、上記（1）（2）によるモニタリングでは十分ではないと判断される場合等において、有識者の助言を受けて、追加的なモニタリング調査を検討・実施する。

限られた範囲内のエゾシカの生息状況を把握する調査手法としては、上記のライトセンサスの他、糞粒調査や自動撮影カメラによる定点調査等が想定される。

4-3 対策状況のモニタリング

本計画に基づく対策（上記 4-1、4-2 のもの以外）の実施状況のモニタリングとして、主に捕獲対策と被害防除対策の実施状況について継続的に把握する。

捕獲対策の状況として、狩猟、許可捕獲又は指定管理鳥獣捕獲等事業などによる捕獲結果について収集し、5 km メッシュ単位を基本として整理する。また、可能な限り、捕獲結果と併せて目撃情報の把握にも努める。被害防除対策の状況としては、防鹿柵や樹皮保護ネットの設置等について把握する。

この他、本計画の実施に資する普及啓発や研究等についても、必要に応じて継続的な情報収集・整理を行う。

4-4 モニタリング結果の共有及び評価

上記の各種モニタリング結果については、各構成員からの情報提供を受けて、事務局で集約整理し、協議会等において共有する。情報の収集と共有に関する具体的な方法については、各構成員の負担軽減や効果的な対策に資するものとなるよう検討を行う。

また、本計画に基づく対策の評価は、各種モニタリング結果に基づく有識者の助言を得て行う。

第5章 計画の実施体制等

5-1 計画の実施体制

本計画は、協議会構成員が、それぞれの役割に応じた対策を相互に連携・協力して実施する。

この際、協議会の場を活用し、各種対策の情報共有、意見交換、連絡調整等を行う。また、必要に応じて有識者から効果的・効率的なエゾシカ対策についての助言を得る。

5-2 役割分担

(1) 環境省釧路自然環境事務所

国立公園管理者、生態系維持回復事業計画の策定者及び協議会事務局として、次のとおり、本計画全体の円滑な実行について中心的な役割を果たす。

- ・協議会の運営
- ・エゾシカの生息状況に係るモニタリング調査
- ・保全対象である植生等のモニタリング調査
- ・保全対象への被害防除を目的とした防鹿柵の設置及びエゾシカの捕獲事業
- ・生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ・協議会構成員による対策情報の収集・整理及び協議会での共有

(2) 林野庁北海道森林管理局

国有林管理者及び生態系維持回復事業計画の策定者として、次のとおり、国有林におけるエゾシカ対策について積極的な役割を果たす。

- ・エゾシカによる森林生態系への影響調査
- ・エゾシカ捕獲事業の積極的な実施・拡大
- ・捕獲の促進に係る北海道・市町村との連携
- ・既存の防鹿柵・樹木保護ネット等の適切な管理
- ・上記の対策実施状況や結果の協議会事務局への提供

(3) 北海道

北海道エゾシカ管理計画の策定者として、同計画に基づき、次のとおり、本計画対象地域における対策を主導する。

- ・狩猟規制や捕獲許可基準の見直し等による捕獲圧の調整
- ・北海道指定鳥獣保護区等における市町村等関係機関と連携したエゾシカの捕獲事業
- ・エゾシカ捕獲体制の構築及び担い手の確保
- ・有効活用の推進及び捕獲個体の適正処理に係る各種調整
- ・エゾシカの分布、生息環境、捕獲状況及びエゾシカによる被害状況等に関する各種モニタリングと調査研究

- ・上記の対策実施状況や結果の協議会事務局への提供

(4) 市町村

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の策定者として、同計画に基づき、協議会構成員との連携の下で、農林業被害対策としての捕獲、防鹿柵の設置等を実行する。

また、上記対策の実施状況や結果を協議会事務局に提供する。

(5) 大規模森林所有者

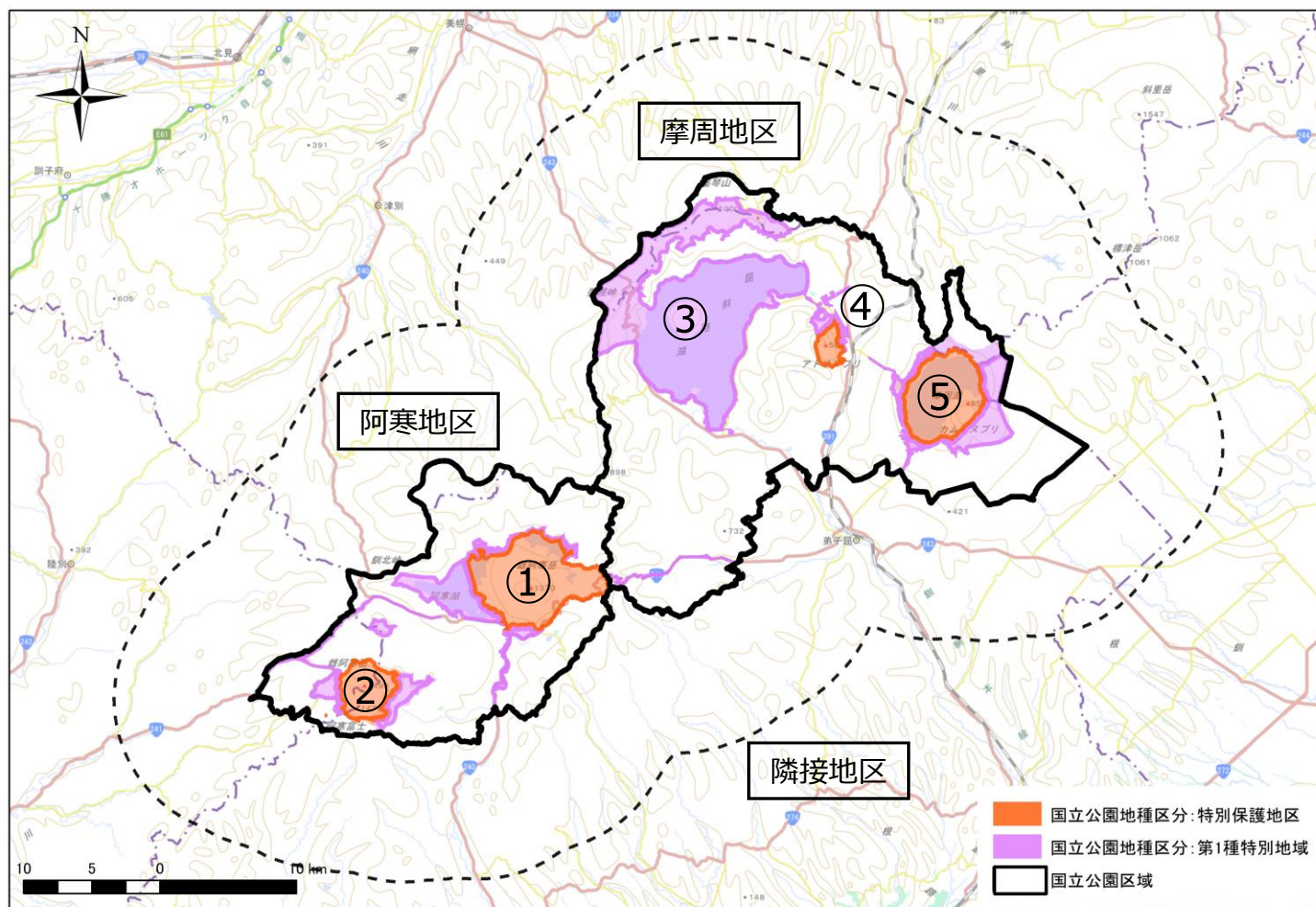
所有林の森林保全として、協議会構成員との連携の下で、捕獲や防鹿柵の設置等を実行する。

また、上記対策の実施状況や結果を協議会事務局に提供する。

5－3 計画の見直し等

本計画の最終年度（令和7（2025）年度）には、本計画に基づく対策の実施状況及び対策の効果について、有識者による検証及び評価を行い、次期計画の策定に係る検討を行う。

この際、あわせて上位計画である阿寒生態系維持回復事業計画の点検・見直しも行うこととする。



出典: 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>) より加工
 国土地理院ウェブサイト(<https://fgd.gsi.go.jp/>)

●代表的な保全対象

- ①阿寒湖岸の森林、湖上に浮かぶ島々及びパンケトー・ペンケトーを含む雄阿寒岳一帯
- ②雌阿寒岳の中腹以上及びオンネトー周辺
- ③屈斜路湖及び湖の北西側外輪山
- ④硫黄山(アトサヌプリ)山麓及びその周辺
- ⑤摩周カルデラの外輪山及び西別岳

(※「隣接地区」について
 過去のGPS行動追跡調査結果の内、公園内で越冬した個体が公園外へ移動した際の距離を参考に仮に想定した範囲を点線で表現。今後、追加情報等による見直し可能性あり)

図－1 対象地域と各地区見取り図